注１　バーストは、12秒間に発射されるものとする。

注２　チャープ幅は、５MHzから20MHzまでのうち、１MHzの整数倍を加えた周波数幅とする。チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

注３　バースト数は、８から20までの任意の整数とし、バースト間隔は、12秒間をバースト数で除した時間とする。

注４　１のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の１のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。

注５　表の各項については、任意の１の組合せとする。

エ　周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	一のバースト内におけるパルス数	繰り返し周期［s］
ホッピング	1.0	3,000	9	10.0

注１　ホッピング周波数は、5,250MHzから5,724MHzまでの周波数のうち、１MHzの整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。

注２　ホッピング間隔は３msとし、全てのホッピング間隔の合計は300msとする。

注３　バースト間隔は３msとする。

⑶　標準信号発生器は、次のように設定する。

搬送波周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数

変調　レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。

出力レベル　試験機器の受信空中線で受信する規定入力レベルを次のとおり設定する。

ア　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合
　－62dBm

イ　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW以上の場合
　－64dBm

⑷　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器⑴は、次のように設定する。

中心周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数

掃引周波数　０Hz

分解能帯域幅　１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

Ｙ軸スケール　10dB／Div

掃引時間　測定精度が保証される最小時間

掃引モード　連続掃引

検波モード　ポジティブピーク

注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似パルスレーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。